

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに対する基本方針

令和 8 年 9 月 25 日

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会

1 目的

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会（以下「長岡市社協」という。）は、採用活動において、求職者の人権と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動を行うことができる環境を確保することが重要であると考えています。長岡市社協は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止を図るため、改正男女雇用機会均等法に基づき、次のとおり基本方針を策定しました。

2 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

長岡市社協では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを次のとおり定義します。

「長岡市社協が雇用する職員による①性的な言動により、②求職者等による③求職活動等が阻害されるもの」

① 性的な言動とは、「性的な内容の発言」及び「性的な行動」を指します。

（例）・性的な内容の発言：性的な事実関係を尋ねることや、性的な内容の情報を意図的に流布することなど

・性的な行動：性的な関係を強要することや、必要なく身体に触ることなど

② 求職者等とは、長岡市社協の求人に応募する者や、求職者以外の者であって、長岡市社協の実施する職員の採用に資する活動に参加する者、実習を受ける者を指します。

③ 求職活動等とは、求職者が行う求職活動や、求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。なお、SNS等のオンラインを介したものや、オンライン上で行われるものも含まれます。

（例）長岡市社協の採用面接への参加、実習等の受講など

3 求職活動等におけるルールの遵守

長岡市社協は、求職者等との面談や接触に関し、次のルールを徹底します。

(1) 面談・面接や実習指導の実施にあたっては、適正な時間帯及び透明性の高い公的な場所を指定します。

(2) 面談・面接の実施にあたって、原則として複数名の職員で対応し、密室での一对一の状況を回避します。

(3) 求職者等との連絡には長岡市社協が指定した公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員が個人の連絡先（私的な LINE 等）を用いて直接連絡を取る行為を

禁止します。

4 厳正な対処

求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認のうえ、就業規程に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

5 相談への対応

長岡市社協は、求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

6 不利益取扱いの禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力その他ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

7 未然・再発防止

長岡市社協は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動等に関与する職員への周知及び必要な研修等を実施します。

8 基本姿勢

長岡市社協は、すべての求職者等が安心して応募できる公正な採用環境等の確保に取り組んでまいります。

9 相談窓口

窓口担当：本部事務局総務課総務担当

連絡先：0258-32-1442

E-mail：soumu@nagaoka-shakyo.or.jp